

表2 （第34条第1項関係）

1 設計住宅性能評価料金(必須評価事項のみ)

(税込み、単位:円)

	(い)床面積の合計	(ろ)料金
戸建住宅	200㎡未満	40,000
	200㎡以上	54,000
共同住宅等	500㎡未満	60,000+M×10,000
	500㎡以上1,000㎡未満	77,000+M×10,000
	1,000㎡以上2,000㎡未満	103,000+M×10,000
	2,000㎡以上10,000㎡未満	290,000+M×10,000
	10,000㎡以上50,000㎡未満	460,000+M×10,000
	50,000㎡以上	950,000+M×10,000

※ M:評価対象戸数

※ 評価方法基準の「温熱環境・エネルギー消費量に関すること」(以下「温熱環境」という。)において、一次エネルギー消費量等級を選択する場合は、2の料金を適用する。

※ 「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。）以外の住宅をいう。以下同じ。

2 設計住宅性能評価料金(選択評価事項有り)

(税込み、単位:円)

	(い)床面積の合計	(ろ)料金
戸建住宅	200㎡未満	40,000+2,000×P
	200㎡以上	54,000+2,000×P
共同住宅等	500㎡未満	60,000+M×(12,000+2,000×P)
	500㎡以上1,000㎡未満	77,000+M×(12,000+2,000×P)
	1,000㎡以上2,000㎡未満	103,000+M×(12,000+2,000×P)
	2,000㎡以上10,000㎡未満	290,000+M×(12,000+2,000×P)
	10,000㎡以上50,000㎡未満	460,000+M×(12,000+2,000×P)
	50,000㎡以上	950,000+M×(12,000+2,000×P)

※ M:評価対象戸数 P:選択評価事項数

※ 温熱環境において、一次エネルギー消費量等級を選択する場合は、この評価項目を1項としてPに加算し、料金を算定する。

3 長期使用構造等確認の確認料金

(税込み、単位:円)

	(い)	(ろ)料金	
戸建住宅	住宅型式性能認定以外の住宅	39,800	
	住宅型式性能認定の住宅	33,500	
共同住宅等	一棟の総戸数	2~5戸	83,800
		6~10戸	146,000
		11~30戸	293,000
		31~50戸	544,000
		51~100戸	943,000
		101~200戸	1,781,000

※ 「住宅型式性能認定」には、「型式住宅部分等製造者の認定を受けた住宅」を含む。

※住戸数が1戸である併用住宅の場合は、戸建住宅の欄の確認料金を適用する。

4 住宅性能評価と長期使用構造等確認を併せて申請を行う場合の加算額

当該申請に適用される1又は2の設計住宅性能評価料金に、長期使用構造等確認の申請戸数1戸につき8,300円(税込み)を加算する。

5 建設住宅性能評価料金(必須評価事項のみ)

(税込み、単位:円)

	(い)床面積の合計	(ろ)料金
戸建住宅	200㎡未満	90,000
	200㎡以上	114,000
共同住宅等	500㎡未満	$N \times 74,000 + M \times 13,000$
	500㎡以上1,000㎡未満	$N \times 106,000 + M \times 13,000$
	1,000㎡以上2,000㎡未満	$N \times 132,000 + M \times 13,000$
	2,000㎡以上10,000㎡未満	$N \times 260,000 + M \times 13,000$
	10,000㎡以上50,000㎡未満	$N \times 440,000 + M \times 13,000$
	50,000㎡以上	$N \times 870,000 + M \times 13,000$

※ M:評価対象戸数 N:検査回数

※ 温熱環境において、一次エネルギー消費量等級を選択する場合は、6の料金を適用する。

6 建設住宅性能評価料金(選択評価事項有り)

(税込み、単位:円)

	(い)床面積の合計	(ろ)料金
戸建住宅	200㎡未満	95,000
	200㎡以上	120,000
共同住宅等	500㎡未満	$N \times 74,000 + M \times 15,000$
	500㎡以上1,000㎡未満	$N \times 106,000 + M \times 15,000$
	1,000㎡以上2,000㎡未満	$N \times 132,000 + M \times 15,000$
	2,000㎡以上10,000㎡未満	$N \times 260,000 + M \times 15,000$
	10,000㎡以上50,000㎡未満	$N \times 440,000 + M \times 15,000$
	50,000㎡以上	$N \times 870,000 + M \times 15,000$

※ M:評価対象戸数 N:検査回数

※ 温熱環境において、一次エネルギー消費量等級を選択する場合は、本表の料金を適用する。

別表3（第34条第2項関係）

1 他機関で設計住宅性能評価を行った場合の建設住宅性能評価料金への加算額

（必須評価事項のみ）

（税込み、単位：円）

	(い)床面積の合計	(ろ)料金
戸建住宅	200㎡未満	13,000
	200㎡以上	20,000
共同住宅等	500㎡未満	$30,000 + M \times 10,000$
	500㎡以上1,000㎡未満	$37,000 + M \times 10,000$
	1,000㎡以上2,000㎡未満	$81,000 + M \times 10,000$
	2,000㎡以上10,000㎡未満	$143,000 + M \times 10,000$
	10,000㎡以上50,000㎡未満	$230,000 + M \times 10,000$
	50,000㎡以上	$470,000 + M \times 10,000$

※ M: 評価対象戸数

※ 温熱環境において、一次エネルギー消費量等級を選択する場合は、2の料金を適用する。

2 他機関で設計住宅性能評価を行った場合の建設住宅性能評価料金への加算額

（選択評価事項有り）

（税込み、単位：円）

	(い)床面積の合計	(ろ)料金
戸建住宅	200㎡未満	13,000
	200㎡以上	20,000
共同住宅等	500㎡未満	$30,800 + M \times 12,000$
	500㎡以上1,000㎡未満	$37,400 + M \times 12,000$
	1,000㎡以上2,000㎡未満	$51,700 + M \times 12,000$
	2,000㎡以上10,000㎡未満	$143,000 + M \times 12,000$
	10,000㎡以上50,000㎡未満	$231,000 + M \times 12,000$
	50,000㎡以上	$473,000 + M \times 12,000$

※ M: 評価対象戸数

※ 温熱環境において、一次エネルギー消費量等級を選択する場合は、本表の料金を適用する。

別表4（第34条第3項関係）

1 変更設計住宅性能評価料金 (税込み、単位：円)

i) 変更設計住宅性能評価料金	$M \times 11,000$
ii) 選択評価事項変更料金	$M \times (11,000 + 2,000 \times P)$

※ M: 変更の住戸の戸数 P: 選択評価事項数

2 変更長期使用構造等確認の確認料金 (税込み、単位：円)

		(い)	(ろ)料金
戸建住宅	住宅型式性能認定以外の住宅		19,800
	住宅型式性能認定の住宅		16,800
共同住宅等	一棟の総戸数	2～5戸	41,800
		6～10戸	73,300
		11～30戸	146,000
		31～50戸	271,000
		51～100戸	471,000
		101～200戸	890,000

※ 「住宅型式性能認定」には、「型式住宅部分等製造者の認定を受けた住宅」を含む。

※ 住戸数が1戸である併用住宅の場合は、戸建住宅の欄の確認料金を適用する。

3 住宅性能評価と長期使用構造等確認を併せて変更申請を行う場合の加算額

当該変更申請に適用される1の変更設計住宅性能評価料金に、長期使用構造等確認の変更に係る住戸の戸数1戸につき4,100円(税込み)を加算する。

4 長期使用構造等確認に係る軽微変更該当証明料金

別表4の2の変更長期使用構造等確認の確認料金を適用する。

5 変更申請に係る直前の設計住宅性能評価(変更を含む。)又は長期使用構造等確認(変更を含む。)を他機関等で行った場合の評価等料金

1から4の規定に関わらず、別表2の評価料金又は確認料金を適用する。ただし、軽微変更該当証明申請については別表2の3の確認料金とする。

6 変更建設住宅性能評価料金

別表2の5又は6の評価料金の1/2の額とする。ただし、他機関で設計住宅性能評価を行った場合は、この額に、別表3の1又は2の評価料金の1/2を加算した額とする。

別表5（第34条第4項関係）

住宅性能評価書又は長期使用構造等確認書の再交付の料金

(税込み、単位：円)

住宅性能評価書の再交付の料金	$M \times 3,000$
長期使用構造等確認書の再交付の料金	3,000

※ M: 再交付申請の住戸の戸数

別表6（第34条第5項関係）

住宅型式性能認定等住宅の評価料金から減ずる額 (税込み、単位:円)

	床面積の合計	設計住宅性能評価料金から減ずる額	建設住宅性能評価料金から減ずる額
戸建住宅	200㎡未満	8,000	27,000
	200㎡以上	16,000	39,000
共同住宅等	500㎡未満	$4,000 + M \times 1,000$	$5,000 + M \times 1,000$
	500㎡以上1,000㎡未満	$6,000 + M \times 1,000$	$7,000 + M \times 1,000$
	1,000㎡以上2,000㎡未満	$8,000 + M \times 1,000$	$11,000 + M \times 1,000$
	2,000㎡以上10,000㎡未満	$17,000 + M \times 1,000$	$19,000 + M \times 1,000$
	10,000㎡以上50,000㎡未満	$27,000 + M \times 1,000$	$33,000 + M \times 1,000$
	50,000㎡以上	$55,000 + M \times 1,000$	$60,000 + M \times 1,000$

※ M:評価対象戸数

別表7（第34条第6項関係）

住戸の仕様が同一仕様等で同一評価又は同一長期使用構造等確認となる共同住宅等の評価等料金の減額 (税込み、単位:円)

設計住宅性能評価の評価料金から減ずる額	$M \times 3,000$
建設住宅性能評価の評価料金から減ずる額	$M \times 10,000$
長期使用構造等確認の確認料金から減ずる額	$M \times 5,000$

※ M:同一仕様で同一評価又は同一長期使用構造等確認の住戸の戸数

※ 別表2の評価等料金の算定にのみ適用する。

別表8（第34条第9項関係）

申請の取り下げによる建設住宅性能評価料金の返還額

	(い)欄 申請の取り下げを行った時期	(ろ)欄 当該申請評価料金に乗ずる率
戸建住宅	建設住宅性能評価の申請書を乙が受理した日から第1回目の現場検査の前日まで	0.95
	第1回目の現場検査を実施した日から第2回目の現場検査の前日まで	0.7
	第2回目の現場検査を実施した日から第3回目の現場検査の前日まで	0.45
	第3回目の現場検査から第4回目の現場検査の前日まで	0.2
共同住宅等	建設住宅性能評価の申請書を乙が受理した日から第1回目の現場検査の前日まで	0.95
	第1回目の現場検査を実施した日から竣工時(最終回)の現場審査を実施する日の前日まで	$1 - \{J \div N + 0.05\}$

※ J:申請の取り下げの日までに実施した現場回数とする。

※ N:検査回数